

豊中市立青少年自然の家の利活用可能性調査業務 公募型プロポーザル方式実施要領

1. 目的

豊中市（以下「市」という。）は、豊かな自然環境の中での自然体験活動、野外活動及び団体生活を通じて、青少年の主体性、創造性及び協調性を養うことにより、生きる力と互いの人格を認め合う心を育み、もって青少年の健全育成を図るため、大阪府能勢町に豊中市立青少年自然の家（以下「自然の家」という。）を設置しています。現在、指定管理者による管理運営を行っており、プログラムやスタッフの対応について利用者から評価を得ている一方、施設の開設から40年以上経過し、老朽化による維持管理経費の増大などにより、今後、現状どおりの管理運営は困難になるものと見込んでいます。

このため、市は、今後の方策として、自然の家の土地・建物を民間事業者にて条件付きで譲渡または貸付を行うことにより、市民の自然体験や青少年団体の野外活動の場としての機能を保持しつつ、民間としての土地・建物の自由な活用を可能とする措置を講じるなど、より多くの人の利用や魅力の向上につながる管理運営が可能であるかを検討し、平成31年度（2019年度）中に方針を定めたいと考えています。本業務は、その管理運営を可能とするための条件や、民間事業者の公募のあり方などについて明らかにすることを目的に実施するものです。

2. 業務概要

(1) 業務名称

豊中市立青少年自然の家の利活用可能性調査業務

(2) 業務内容

豊中市立青少年自然の家の利活用可能性調査業務仕様書を参照

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年（2020年）3月31日（火）まで

(4) 予定額

委託料の上限は、6,516,000円（消費税および地方消費税を含む。）

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31年度・令和2年度の豊中市入札参加資格を有すること。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 本業務と同等の調査業務又は、それに類する業務を完了した実績があること。
- (10) 本業務委託において、総括責任者及び複数名の担当者をそれぞれ配置し得ること。
ただし、総括責任者においては、本業務の応募書類の提出日現在において、直接的な雇用関係を有している者であること。
- (11) 受託者は、総括責任者をもって業務全般にわたる管理を行わせるものとする。
- (12) 総括責任者は（9）の要件を満たしていること。

4. 日 程

※いずれも平成 31 年（2019 年）。

※下記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知する。

実施要領等の公表	4 月 16 日（火）
質問事項の締切り	4 月 23 日（火）17 時 15 分まで（必着）
質問事項への回答	4 月 26 日（金）
企画提案書の提出期限	5 月 14 日（火）17 時 15 分まで（必着）
第一次審査結果の通知予定日	一次審査がある場合（応募者が 5 者以上の場合）5 月 21 日（火） 一次審査がない場合（応募者が 5 者未満の場合）5 月 17 日（金）
第二次審査（プレゼンテーション）	5 月 28 日（火）
第二次審査結果の発送予定日	6 月 3 日（月）
委託契約の締結予定日	6 月上旬

5. 応募書類

[提出形式]

提出部数：各3部

形式：A4判縦型又はA3判片袖折り。綴じずにクリップ等でとめてご提出ください。

[提出書類]

(1) 参加表明書（様式1）

(2) 企画提案書

- ・企画提案書の用紙サイズはA4判縦とし、以下の①、②の内容を記載してください。
- ・企画提案事項については、図表やイメージ等の使用も可能としますが、簡潔かつ明瞭に記載してください。

① 企画提案事項（様式自由。片面刷りで10枚以内に収まるよう作成してください。）

企画提案を求める項目は以下の2項目です。

【項目1】民間事業者の参入意向や求める条件等の調査分析手法について

市の考える、「自然の家の土地・建物を民間事業者に条件付きで譲渡または貸付を行うことにより、市民の自然体験や青少年団体の野外活動の場としての機能を保持しつつ、民間としての土地・建物の自由な活用を可能とする措置を講じるなど、より多くの人々の利用や魅力の向上につながる管理運営」が可能であるか、民間事業者の参入意向や求める条件等を調査・分析する方法をご提案ください。

提案にあたっては、調査対象とすべき民間事業者の業種、調査数、調査圏域、調査項目、実施方法と、そのような設定とする理由を明らかにしてください。また、調査に活用する貴社の資源（人的ネットワークなど）があればご記入ください。

【項目2】調査にあたり市が提供すべき情報について

調査に必要な情報を提供するため、市は、自然の家に関する統計等の作成や利用者等へのアンケート調査を行います。有効な調査とするために必要な情報について、ご提案ください。

提案にあたっては、統計等の情報の項目・内容、アンケート調査の対象・項目・サンプル数、そのような設定とする理由を明らかにしてください。

② 業務実績・業務執行体制調書（様式2～5）

1) 提案者の概要（様式2）

- ・「従業員（人）」は、企画提案書提出時の現員を記入すること。
- ・「業務内容」は、代表的な業務分野を記入すること。
- ・「組織図」は、企画提案書提出時の組織図を記入すること（別紙での提出も可能とする）。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を明示すること。
- ・「政策推進への協力度」は、障害者や高齢者などの就職困難者の雇用、女性の活躍推進への取組み、環境への配慮、災害時の業務継続体制などの社会的課題への貴社の取組みについて、記入すること（最大3件まで）。

2) 提案者の業務実績 (様式 3)

- ・平成 26 年度 (2014 年度) 以降に受注した本業務と同等の調査業務もしくはそれに類する業務等の実績を記入すること。

3) 総括責任者及び担当者の業務実績 (様式 4)

- ・「従事分野の経歴等」は、本業務に関して担当する活動分野について最終学校卒業後の経歴を記載すること。
- ・「参画した主要業務の概要と担当した分野」は、平成 26 年度 (2014 年度) 以降に担当した本業務と同等の調査業務もしくはそれに類する業務等のうち代表的なものについて、当該業務の概要及び担当した分野 (総括、技術など) を記入すること (複数記入可)。

4) 業務執行体制調書 (様式 5)

- ・本業務の実施にあたってチームで取組む体制及び特徴を記入すること。
- ・役割の欄には、本業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。
- ・現在担当している業務数の欄には、契約金額 500 万円以上の業務数を記入すること。
- ・主な勤務場所は都道府県名を記入すること。
- ・様式 5 のレイアウトは適宜に変更することを可能とする。

5) 業務実施工程 (様式自由)

- ・作業項目ごとに実施時期を実線で記載すること。
- ・紙数 1 枚に収まるように記載すること。

(3) 見積書 (様式自由)

豊中市立青少年自然の家の利活用可能性調査業務見積書

- ・見積書は消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税及び地方消費税を明記すること。
- ・内訳書を添付すること。

(4) 公募日から過去 3 年以内の処分歴等の有無 (様式 6)

- ・該当の有無を記入すること。
- ・措置を受けた場合はその内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合はその写しを添付すること。

6. 応募書類作成の際の参考資料

- ・豊中市立青少年自然の家 わっぱる ホームページ

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/shisetsu/kodomo_shounen/wapparu.html

豊中市トップ > 施設案内 > 子育て・教育・青少年 > 豊中市立青少年自然の家 わっぱる

- ・豊中市青少年自然の家指定管理者選定評価委員会議事概要 (平成 29 年度)

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/shingikai/fuzokukikan/soshikibetsu/kyoiku/shakaikyoiiku/shizennoie_hyoka/index.html

豊中市トップ > 市政情報 > 附属機関(審議会・協議会・委員会)等 > 附属機関の一覧 > 組織別 > 教育委員会事務局 > 社会教育課 > 豊中市青少年自然の家指定管理者選定評価委員会 > 会議録

7. 応募書類の提出

(1) 提出先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市教育委員会事務局 社会教育課（電話 06-6858-2582）

(2) 提出方法：持参又は郵送。持参の場合は、月～金曜日（土日祝祭日は除く）9時～17時15分。

(3) 提出期日：令和元年（2019年）5月14日（火）17時15分必着

8. 応募書類の取り扱い

(1) 提出後の応募書類の訂正・追加、および再提出は認めません。

(2) 提出された応募書類は提案者に無断で使用しないものとします。ただし、第一優先交渉権者の審査および選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。

(3) 提出された応募書類等は返却しません。

(4) 応募書類の作成及び提出に係る費用については応募者の負担とします。

(5) 郵送により提出する場合は、事務局に応募書類の到達について確認してください。

9. 質疑対応

質問がある場合は、「質問書」（様式7）をメールで事務局あてに提出してください。

（提出先アドレス）shakaikyoiiku@city.toyonaka.osaka.jp

（提出期限 平成31年（2019年）4月23日（火）17時15分（必着）

なお、提出されたすべての質問及び回答は、平成31年（2019年）4月26日（金）に、市のホームページに掲載し個別には回答しません。なお電話での質問は受け付けません。

10. 選定方法

(1) 審査方法

- ・市職員で構成する審査委員会により審査します。
- ・応募者が5者以上の場合、第一次審査（書類選考）を行い、第一次審査通過者の4者による第二次審査（プレゼンテーション）を行います。応募者が5者未満の場合は第一次審査を行わず、全応募者によるプレゼンテーションを行います。（応募者が5者未満の場合は、令和元年（2019年）5月17日（金）に、全応募者に第一次審査を行わない旨をメールでお知らせします。）
- ・第一次審査通過者にはその旨と第二次審査のご案内、その他の応募者には選考外となった旨の通知を、令和元年（2019年）5月21日（火）（予定）にメールでお知らせします。
- ・第二次審査は、提案書に基づく提案内容発表（プレゼンテーション）を行い、総合評価で最高得点を得た提案事業者を第一優先交渉権者とします。ただし、総合評価で得点の最も高い事業者が複数であった場合は、審査委員の多数決によって第一優先交渉権者を決定します。

(2) 審査の実施

提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、本市が審査を実施します。

- ① プレゼンテーションでは、プロジェクター、スクリーンやパソコン（パワーポイント等）その他の視聴覚機材等は使用せず、提案書でもって説明してください。
- ② 発表時間は、45分程度とします。（プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分程度）

- ③ プレゼンテーションは、本業務に携わる担当者（総括責任者を含む。）が行うものとし、出席者は全員で3名以内とします。（アドバイザーの出席は認めません。）

(3) 審査項目

審査項目	配分点数	評価ポイント
業務実績・体制	50点	応募者の業務実績、本業務への取組体制 予定責任者・担当者の専門技術力及び専任性
企画力	50点	提案内容の具体性及び実現可能性
技術/分析力	70点	民間事業者の参入意向や求める条件等の調査分析手法 調査にあたり市が提供すべき情報
政策推進への協力度	10点	障害者や高齢者などの就職困難者の雇用、女性の活躍推進への取組み、環境への配慮、災害時の業務継続体制など
業務見積	20点	経済性
処分歴等	マイナス評点 (20点)	公募日から過去3年以内の処分歴等

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和元年（2019年）6月3日（月）（予定）に郵便で発送します。

なお、豊中市と仕様並びに価格等を協議のうえ、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定することとなるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託を約束するものではありません。

(5) 審査結果の公表

審査結果については、ホームページ等により公表します。

11. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の応募者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 委託限度額を超える提案を行った場合
- (6) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- (7) 応募書類において虚偽の記載があった場合
- (8) 提出期限までに提出場所に応募書類の提出がない場合
- (9) 第二次審査（プレゼンテーション）に欠席した場合
- (10) 一団体に複数の提案をした場合

- (11) 企画提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (12) 正常な企画提案の執行の妨害等の行為があった場合
- (13) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ企画提案を行った場合
- (14) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (15) 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

1 2. 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者の選考後、企画提案書の内容に基づき、本市と協議のうえ業務内容を確定し、令和元年（2019年）6月上旬の契約締結を目途に、本市と契約手続きを行います。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の企画提案者と契約をすることがあります。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された企画提案をもとに、本市と詳細を協議するものとします。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された企画提案から変更が生じることがあります。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行ってください（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）。

1 3. 留意事項

- (1) 本プロポーザル方式に要する経費（応募書類の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とします。
- (2) 応募書類等の著作権は応募者に属しますが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合があります。
- (3) 提出された書類等は、応募者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む。）を除いては、情報の公開を行う場合があります。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- (5) 応募書類に記載された担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (6) 本プロポーザル方式の応募を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（様式は任意）で通知してください。
- (7) 審査及び評価の内容、応募者名等についての質問は一切受け付けません。また、質問事項の締切り以降、本業務に係る質問は受け付けません。

1 4. 応募先、質問先及び問合せ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市教育委員会事務局 社会教育課

T E L 06-6858-2582 F A X 06-6846-9649

E-mail shakaikyoiiku@city.toyonaka.osaka.jp